



変化の激しい 時代の中で

皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと思います。昨年は、コロナに振り回され、常に行動制限が生じた大変な一年でした。

学校・家族旅行・飲み会・クラブ活動・健康維持。私達の日常生活は、当たり前ではないことを、当たり前のように支えてくれている人がいて、成り立っていることに改めて気づかされました。

また、制限された生活を送る中で、「本当に必要なことは何か？」を考える時間がありました。コロナが終息した後は少しでも良い世の中になって欲しいと思います。

「レクリエーション」という言葉があります。一般的には「娯楽として自由時間に行われる、自発的・創造的な様々な余暇活動」として使われていますが、先代からは

re + recreation 再創造

II recreation 再創造
という意味だと教えられています。弊社も変化の激しい社会の中で、物事の本質を捉えて、継続的にレクリエーション（再創造）していきけるように活動して行きたいと思っています。

本年もよろしくお願い致します。

伊野 雅至

みんなで一緒に考えたい

賠償責任

って何だろう



伊野保険センターでは、個人のお客様にも、経営者の方にも「賠償責任保険」に加入していただきたいと思います。

理由は、「守るため」です。

良くも悪くも近年は訴訟社会です。

二十年前なら「お互いさま」で済んでいたのもめ事も、今ではそうもいきません。

社会生活を送っていると、誰もが「加害者」にも「被害者」にもなる可能性があります。

第三者からすれば、小さな事件でも、当事者になった瞬間に大事件です。

そんな時に守ってくれるのが賠償責任保険なのです。

賠償責任って何なのか、2つの出来事を例に考えてもらいたいと思います。

CASE 1 安全管義務はどこまで？

スーパーの床に落ちていた天ぷらを踏んだ男性客が転倒し、靭帯損傷のケガをした。お店側は お見舞金6万円を支払ったが、男性は140万円の損害賠償を求めて提訴。天ぷらは 他のお客が落としたものであったが、裁判所は店側にも安全管理義務があったとして58万円の支払を命じた。



施設の安全管理を問われた裁判でした。

私見を言えば、厳しいなあとも思いますが、裁判となると 店側に安全管理義務が全くないとは言えないということなのですね。



一昨年の台風15号で、市原のゴルフ練習場の支柱が 近隣民家に倒れてしまった事故。記憶に新しいかと思います。被害者や第三者からすれば、全く非のない事故ですので、当然『損害賠償を』と考えます。しかし、法律上は「大規模災害においては賠償義務は発生しない」とされています。

損害賠償の案件は 法律が絡むので考え方が難しいことが多く、被害者心情と一致しない事があります。保険に加入し、アドバイス聞きながら 問題を解決していくのが良いかと思います。

千葉県内初 千葉市 4月から施行 自転車保険義務化

千葉市はこれまで努力義務としてきた自転車保険（賠償保険）の加入を、正式に義務化します。

★ 市内事業者には、自転車通勤者の保険加入確認が努力義務として定められました。

当社でも 自転車保険の取扱がございますので、お声かけ下さい。

CASE 2 責任を問われるのは誰？

小学5年生の男の子が、時速20～30キロで下り坂を自転車で走行し、60代女性に接触。女性は頭を強打し、寝たきりの状態に。

【賠償命令】 少年の母親に対し約9500万円

下り坂での速度超過とヘルメットをしていなかったことから、母親が普段からの監督義務をはたしていなかったと認定した。



小学生では まだ危険予測ができなかったとしても、親の監督責任をハッキリと言いつつ、子供を持つ親にとっては衝撃の判決でした。

また、近年 認知症患者の監督責任を巡って、誰にどこまで監督義務があるのか議論を呼んでいます。

（状況により監督責任を問われる事も…）

警察庁の統計によると、自転車事故加害者の約35%は、10～19歳だそうです。

お客様からの
ご質問

事故の時の

過

失

割

合

って何ですか？

【過失割合】 事故における「自分の責任」と「相手の責任」を割合にして表したものをいいます。

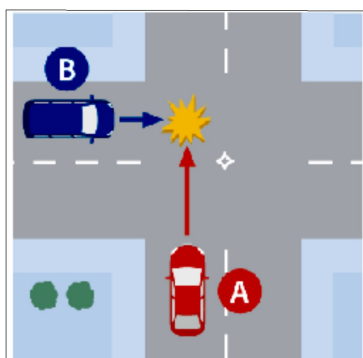
過失割合は、過去に起きた 同じようなケースの事故の裁判判例を参考にして決められます。しかし 事故に同じものはありませんので、一般的には それぞれが加入している保険会社を通じて協議し、双方の契約者の了承を得て決定します。

折り合いがつかない場合、最終的には 裁判をして 過失割合を確定させます。

警察は 事故の事実を記録しますが、過失割合を決めることはありません。

【事故例 1】

信号機のない交差点で、直進する乗用車が同程度のスピードで衝突。



車信号が無く、優先関係が決まっていない交差点に同じ条件で進入する場合は、左側から走行してくる青い車Bが優先となります。したがって赤い車Aのほうが責任割合が重くなります。

A 60%

過失割合

B 40%



A車契約



B車契約



それぞれの保険会社が契約者の過失割合分の修理費を支払います

過失が60%なので
B車の修理費の60%を支払います。

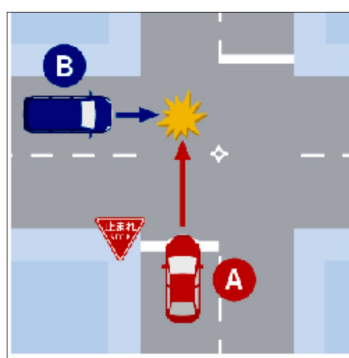
過失が40%なので
A車の修理費の40%を支払います。

【自分の車の修理費について】

自分の過失割合分は、自動車保険の車両保険部分で支払になります。車両保険を付加していない場合は、自己負担となります。

【事故例 2】

信号機がなく、一方に一時停止がある交差点で、直進する乗用車が衝突。



一時停止のある道路では、赤い車Aは、一時停止をして安全確認をしなければなりません。

一方、一時停止のない優先道路を走行している青い車Bも、徐行をして安全確認をしなくてはなりません。

A 80%

過失割合

B 20%



支払いは 事故例 1 と同様に、それぞれの保険会社が、契約者の過失割合分の相手車両の修理費を支払います

同じように思える事故でも 事故例のように、道路状況によって 基本過失割合は違います。また 運転状況（スピード超過・夜間無灯火 など）によって、基本過失割合から修正をされる場合があります。

（ただし 基本過失割合から大幅に修正されることは少ないです）

ドライブレコーダーの搭載率が上がり、事故映像を提出できたケースでは過失割合を巡っての意見の相違が少なく、解決までの時間が早くなりました。保険の特約でドライブレコーダーを付けることができます。どんなに安全運転をしていても避けられない事故もあります。代理店として最善の対処をしておりますが、ドライブレコーダーが解決策の一つになればと思いお勧め致します。

